



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *24 和歌山県クリーニング師試験委員規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)
 - *25 和歌山県製菓衛生師試験委員規則の一部を改正する規則 (")
 - *26 貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課)
- 人事委員会規則
 - *15 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *16 警察職員の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則
 - *17 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
 - *18 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *19 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 - *20 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
 - *21 職員の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則
 - *22 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 - *23 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 - *24 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 436 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)
 - 437 " (")
- 訓令
 - *9 和歌山県税収入規程の一部を改正する訓令 (税務課)
- 会計管理者訓令
 - *2 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (出納室)
- 監査公表
 - 監査公表第15号
 - 監査公表第16号
 - 監査公表第17号
 - 監査公表第18号
- 公営企業管理規程
 - *4 和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

規 則

和歌山県規則第24号

和歌山県クリーニング師試験委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県クリーニング師試験委員規則の一部を改正する規則

和歌山県クリーニング師試験委員規則(昭和28年和歌山県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第6条中「環境生活部食の安全局生活衛生課」を「環境生活部県民局食品・生活衛生課」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県規則第25号

和歌山県製菓衛生師試験委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県製菓衛生師試験委員規則の一部を改正する規則

和歌山県製菓衛生師試験委員規則(昭和42年和歌山県規則第124号)の一部を次のように改正する。

第6条中「環境生活部食の安全局生活衛生課」を「環境生活部県民局食品・生活衛生課」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県規則第26号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則(昭和58年和歌山県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第4条中「商工観光労働部商工政策局商工観光労働総務課」を「商工観光労働部商工労働政策局商工観光労働総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第15号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「警察本部地域執行課」を「警察本部地域指導課」に改める。

新宮市	新宮警察署日足警察官駐在所	新宮市熊野川町日足358の3	2級地
-----	---------------	----------------	-----

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第17号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「勤務する」を「勤務し、医療業務に従事する」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第4号中「第8号」を「第7号」に改め、同項第5号中「第5項第9号」を「第5項第8号」に改め、同条第5項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表新宮市の項を次のように改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

支給区分 組織		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐又は課長補佐相当職		
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	6 種	7 種	
知事	本 庁	理事 危機管理監 知事室長 部長 会計管理者	監察査察監 参事 技監 広報監	知事室次長 局長 室長 IT統括監 生活安全監 食品安全監 労働政策監 参事(本庁の局長と同等の職務を行う者に限る。)	参事	課長 室長 企画員 (総務学事課に置き、本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	旅券事務長 企画員	室長 副課長 副室長 総括審議員 主幹 企画員 分室長 総括検査員	室長 副課長 副室長 分室長 総括課長補佐(総務学事課に置き、本庁の副課長と同等の職務を行う者に限る。)		
	共 通							企画員 総括専門員 総括研究員 主幹 教授			
	振興局		局長	局長	参事		室長 部長 副参事 支所長 海南工事事務所長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 京奈和高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長 京奈和高速事務所長 国道橋本建設事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長	副室長 副部長 支所次長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長 京奈和高速事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長 切目川ダム建設事務所長 切目川ダム建設事務所次長			
	東京事務所			所長							

県税事務所				所 長	企 画 員	次 長		
消 防 学 校					校 長	教 頭		
防災航空セ ンター					所 長			
文 書 館				館 長	次 長			
世界遺産セ ンター						事 務 長		
環境衛生研 究センター				所 長	企 画 員	次 部 長		
鳥獣保護セ ンター					所 長			
消費生活セ ンター				所 長				
男女共生社 会推進セン ター				所 長	企 画 員	次 長		
動物愛護セ ンター					所 長			
紀南児童相 談所					所 長	分 室 長		
仙 溪 学 園					園 長	次 長		
女性相談所					所 長			
子ども・障 害者相談セ ンター				所 長		次 長		
精神保健福 祉センター						所 長		
保 健 所					所 長	次 長		
					支 所 長	支 所 次 長		
高等看護学 院				学 院 長	副 学 院 長	教 務 主 幹		
					事 務 長			
なぎ看護学 校					学 校 長			
こころの医 療センター			院 長	事 務 局 長		副 院 長		
						事 務 局 次 長		
						診 療 部 長		
						看 護 部 長		
難病・子ど も保健相談 支援センタ ー					所 長			

	公営競技事務所					所 長	次 長		
	産業技術専門学院			学 院 長		学 院 長	副 学 院 長		
	工業技術センター			所 長		企 画 員	副 所 長 部 長	部 長	
	農林水産総合技術センター			所 長		所 長 場 長 企 画 員	次 長 副 場 長 部 長		
	農業大学校					校 長	副 校 長		
	農作物病害虫防除所						所 長		
	家畜保健衛生所					所 長			
	就農支援センター					所 長			
	ふるさと定住センター					所 長			
	南紀白浜空港管理事務所					所 長	次 長		
	和歌山下津港湾事務所					所 長	次 長		
県	議 会		事 務 局 長	事 務 局 次 長		課 長	副 課 長 総括調査員	副 課 長	
教育委員会	本 庁			局 長 参 事		課 長 教育企画員 室 長	教育企画員 室 長 副 課 長 副 室 長 主 幹 教育企画員 総括人事主事 専 門 員	副 課 長 副 室 長	
	地方機関	教育センター 一学びの丘				所 長	副 所 長 教育相談室長 主 幹		
		体 育 館				館 長			
		武 道 館				館 長			

	図書館							副館長 紀南図書館長 総括司書 センター長 主幹		
	近代美術館			館長 副館長				主幹		
	博物館			館長		副館長	副館長 主幹			
	紀伊風土記の丘			館長		副館長				
	自然博物館			館長 副館長			副館長 主幹 専門員			
	県立学校						事務長			事務長
警察	本部			参事官		課長 科学捜査研究所長 監察官	室長 照会センター長 交通管制センター長 運転免許試験場長	次席 副所長		
選挙管理委員会	本庁					事務局長		事務局次長		
	地方機関						分局長			
	監査委員		事務局長			課長		副課長 総括調査員		
	人事委員会		事務局長			課長		副課長		
	労働委員会		事務局長			課長		副課長		
	海区漁業調整委員会							事務局長		

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

2 級	1 病院の診療部長若しくは医長又は保健所の課長の職務
	2 主任の職務
	3 困難な医療業務を行う医師の職務
3 級	1 病院の副院長又は保健所の長の職務
	2 総括専門員の職務
	3 精神保健福祉センターの長の職務

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第21号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表田辺市の項中「龍神村安井65の19」を「龍神村西376」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第10条の5中「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

文書館	館長 次長
-----	-------

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1のウの表2級の項及び3級の項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した当該年の初日後に勤務形態が変更される職員の当該変更の日以後における年次有給休暇の日数が当該変更の日の前日における年次有給休暇の残日数に満たない場合における当該職員の年次有給休暇の日数は、当該変更の日の前日における年次有給休暇の残日数とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第23号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の款中「知事室長」を「監察査察監 知事室長」に、「監察査察監 知事室次長 局長 生活安全監」を「知事室次長 局長 IT統括監 生活安全監 食品安全監 労働政策監」に、「監察査察員」を「分室長 監察査察員」に改め、同部地方機関の款振興局の項中「近畿自動車道紀南高速事務所長」を「切目川ダム建設事務所長 切目川ダム建設事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長」に改め、同款文書館の項を削り、同款防災航空センターの項の次に次のように加える。

別表知事部局の部地方機関の款動物愛護センターの項を削り、同款男女共生社会推進センターの項の次に次のよう

に加える。

動物愛護センター	所長
----------	----

別表知事部局の部地方機関の款高等看護学院の項中「事務長」を「事務長 教務主幹」に改め、同款工業技術セン

ターの項を削り、同款産業技術専門学院の項の次に次のように加える。

工業技術センター	所長 副所長 部長
----------	-----------

別表知事部局の部地方機関の款農業大学の項中「副校長」を「副校長 教授」に改め、同款就農支援センターの

項及びふるさと定住センターの項を削り、同款家畜保健衛生所の項中「次長」を削り、同項の次に次のように加える。

就農支援センター	所長
ふるさと定住センター	所長

別表教育委員会の部本庁の款中「人事主事」を「副課長 人事主事」に改め、同部地方機関の款近代美術館の項中「副館長」を「副館長 主幹（人事、労務について館長を補佐する者に限る。）」に改め、同表監査委員事務局の部中「含む。）」を「含む。） 副課長」に改め、同表労働委員会事務局の部中「含む。）」を「含む。） 副課長」に改める。

2条の規定による臨時的任用の処理状況について報告を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第436号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成20年3月27日付け国近整和都業第5-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・3・9号西脇山口線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第437号

粉河都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成20年3月27日付け国近整和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山県人事委員会規則第24号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第34条」を「-第34条の2」に改める。

第33条中「、それぞれ人事委員会の承認を得て」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合においては、法第22条第2項前段に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

第34条中「、人事委員会の承認を得て」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合においては、法第22条第2項後段に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

第7章中第34条の次に次の1条を加える。

（臨時的任用の報告）

第34条の2 人事委員会は、必要があると認めるときは、前

粉河都市計画道路事業 3・5・5号松井石町線

- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり

(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令

和歌山県訓令第9号

総 務 部
県税事務所

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県税収入事務規程(昭和39年和歌山県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

別記第13号様式中「^{「県税事務所}出納員」を^{「県税事務所}出納員に改め
出納員」_{収納員}

る。

別記第14号様式中「収 納 済 報 告 書」を「領 収 証 書」に改める。

別記第21号の2様式(その1)(表面)を次のように改める。

別記第21号の2様式 (第47条関係)
(その1)

(表面)

法人 県民税 事業税 滞納整理票		年度	事業年度		
		申告区分	法人番号	徴収地区	
滞納者	所在地				
	名称				
電話番号		支店所在地			
督促状発付日		法定納期限	税 額		利子割還付額
			均等割	税 割	
申告年月日		円	円	円	
更決通知年月日		調定額	円		
法定納期限等		事	円		
納期限		加算金	円	円	
納付日	収入額	未済額	延滞金		
			収入額	未済額	
県民税					
事業税					
納付日	収入額	未済額	収入額	未済額	
	加算金		加算金		
執行停止年月日		処分号	督促額	県事 円	
				円	

別記第21号の2様式(その3)(表面)を次のように改める。

(その3)

(表面)

個人事業税滞納整理票		事業所	課税年度		徴収地区	
		納税者番号	所得年		期別	
滞 納 者	住 所	-				
	氏 名	生年月日				
	前期(随時分)	後期分	電話番号			
納 期 限			送付先住所 〒 -			
納通発付日						
納通公示日						
督促年月日			青白区分	申告区分	国処理日	
督促公示日			法定納期限等			
課税標準額			税率	/100	業種	
課税標準額			税率	/100	業種	
調定額	年税額		前期(随時)		後期	
納 付 額	期別	収 入 額	未 済 額	延滞金		
				算出額	収入額	未済額
金融コード		口座番号		預金種別		
徴収猶予にかかる金額			徴収猶予期間	~		
執行停止年月日			処分番号			
備 考						

別記第21号の様式(その4)(表面)を次のように改める。

(その4)

(表面)

不動産取得税滞納整理票		年度		徴収地 区		
		納税番号				
滞 納 者	住 所 (所在地)					
	氏 名 (名称)					
納 期 限		電話番号				
納通発付日		物 件 地	外 筆/棟			
納通公示日						
督促年月日		取得物件の 種 類				
督促公示日		持 分	面 積			
法定納期限等		取得年月日	取得事由			
特例控除1	円	課税標準額	3%	円		
特例控除2	円		4%	円		
調 定 額	税 額		減 額 計		差 引 税 額	
	円		円		円	
納 付 日	収 入 額	未 済 額	延 滞 金			
			算 出 額	収 入 額	未 済 額	
徴収猶予に係る金額	円		徴収猶予期間			
執行停止年月日			処分番号			

別記第21号の2様式(その5)(表面)を次のように改める。

別記第21号の2様式(その6)(表面)を次のように改める。

(その6)

(表面)

事務所整理番号		登録番号		車台番号		平成 年度		自動車税	
市・郡・町・村コード		所有者コード		車台番号		納期限		督促状発付	
車名		TEL		納税通知書 公示送達		公示月日		納期限	
初度登録年		車検年月日		滞納当初		有価証券		受託金額	
登録申請年月日		型式		滞納税額		更正		受託年月日	
調定(未収入額)		収入年月日		収入税額		未収入額		延滞金	
								滞納者住宅略図	
徴収	譲託 引継	相手先		差押 年月日	差押 物件	電話・動産・その他			

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の和歌山県税収入事務規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第2号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県会計管理者 小 倉 正 義

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表紀中県税事務所の出納員の項中「30,000円」を「50,000円」に改め、同表那賀振興局総務室の出納員の項中「那賀振興局総務室」を「那賀振興局総務企画室」に改め、同表伊都振興局総務室の出納員の項中「伊都振興局総務室」を「伊都振興局総務企画室」に改め、同表日高振興局総務

室の出納員の項中「日高振興局総務室」を「日高振興局総務企画室」に改め、同表西牟婁振興局総務室の出納員の項中「西牟婁振興局総務室」を「西牟婁振興局総務企画室」に改め、同表東牟婁振興局総務室の出納員の項中「東牟婁振興局総務室」を「東牟婁振興局総務企画室」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

平成12年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成20年3月28日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

- 1 包括外部監査の特定事件
財団法人和歌山県文化振興財団及び和歌山県民文化会館等11公共施設の運営、管理状況
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	措 置 の 内 容
<p>包括外部監査の結果</p> <p>5 和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛</p> <p>(6) 各施設設立時における収支見込と実績との比較と差額発生原因</p> <p>収支見込資料の有無について</p> <p>予算査定資料として管理費用の算定を行っているが、事業計画というような形式のものは策定されていない。</p> <p>また、入居機関の管理コストを含めた施設全体の事業計画ではない。</p> <p>(11) 総括</p> <p>各センターの運営管理コストも含めて当該施設の収支の検討が必要である。各センターを含めた総合収支の把握を行い、当該施設全体の運営管理コストを把握して、その削減策を検討すべきである。</p>	<p>それぞれ管理主体が異なる公的機関及び各種団体が入居するビッグ愛では、全体の事業計画の作成は困難であるが、平成18年度からビッグ愛・ビッグホエールの一体管理を指定管理者に委託することにより、管理コストの低減を図っている。</p> <p>それぞれ管理主体が異なる公的機関及び各種団体が入居するビッグ愛では、施設全体の総合収支を把握することは困難であるが、平成18年度からビッグ愛・ビッグホエールの一体管理を指定管理者に委託することにより、施設管理に係るコストを削減しており、管理委託料の減額という形で成果が現れている。</p>

和歌山県監査公表第16号

平成15年2月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成20年3月28日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

- 1 包括外部監査の特定事件
 - (1) 和歌山県商工労働部における補助金交付及び貸付金の執行状況、管理状況に関する事項
 - (2) 和歌山県道路公社の財務内容及び執行状況と、同公社に関連する和歌山県の事業に関する事項
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
 - (1) 和歌山県商工労働部における補助金交付及び貸付金の執行状況、管理状況に関する事項

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	措 置 の 内 容
<p>第2章 包括外部監査の結果</p> <p>Ⅱ 補助金事業</p> <p>9 監査の結果</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>④補助金実績確認の適切性</p> <p>(i) 補助金の使途の調査</p> <p>B.各担当課や班により、調査実施の内容や方法が異なっている。商工労働部あるいは県全体で、調査の実施方針や調査調書等を定め、調査方法等についてガイドラインを整理すべきである。</p>	<p>指摘のあった補助金のうち、一部は既に廃止している。</p> <p>継続して交付している補助金についても、関連する補助金を担当課で一括して交付するなど重複の有無を確認できる体制を整えている。また、「和歌山県補助金等交付規則」に基づく実績報告の審査等に関して部内で周知するとともに、それに基づき実地調査等を実施している。</p>
<p>(2) 和歌山県道路公社の財務内容及び執行状況と、同公社</p>	<p>に関連する和歌山県の事業に関する事項</p>
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	措 置 の 内 容
<p>第2章 包括外部監査の結果</p> <p>Ⅳ 監査の結果</p> <p>7 会計上の問題点</p> <p>(7) 管理事務所における徴収現金</p> <p>各料金所で徴収された通行料金及び回数券売上料金は公社が所有権を有するので、適正な財務状態を示すためには、徴収日に現金として認識計上するのが妥当である。</p>	<p>管理事務所における徴収現金については、平成20年1月から料金徴収当該日をもって、公社収入として計上している。</p>
<p>和歌山県監査公表第17号</p> <p>平成16年3月29日付で公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。</p> <p>平成20年3月28日</p> <p>和歌山県監査委員 垣 平 高 男</p> <p>和歌山県監査委員 築 野 富 美</p>	<p>和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣</p> <p>和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎</p> <p>1 包括外部監査の特定事件</p> <p>和歌山県県土整備部港湾空港振興局における港湾整備、港湾改良事業に係る一般会計及び県営港湾施設管理特別会計の執行状況、管理状況に関する事項</p> <p>2 包括外部監査の結果に基づく措置</p>
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	措 置 の 内 容
<p>第3章 監査の結果と意見</p> <p>2 経営管理の状況</p> <p>(1) 監査の結果</p> <p>②計画策定後の実績との比較分析</p> <p>既定の起債事業について、定期的に事業別の使用料収入実績を把握し、収支計画との比較分析を行った結果を踏まえ、計画策定時と現在の状況変化に対応して適時適切に当該計画を変更し、計画の実効性を回復することが必要である。また、この結果は、同種の別事業における計画策定時にも、今後の需要動向を予測し使用料収入を見積もりにあたり利用することができる。</p> <p>5 西浜地区整備事業</p> <p>(1) 使用料収入の計画</p> <p>②監査の結果</p> <p>ふ頭用地については、合理的な需要予測をもとに使用料の単価を算出し、計画を策定する必要がある。しかし今後は、計画と実績を適宜比較、分析し、計画の見直しを行うことを視野に入れて、事業を進めていく必要があると考える。</p>	<p>港湾の適正かつ効率的な運営を行い港湾特別会計の早期健全化を達成するため、平成18年に中期経営計画を策定し、「既存施設の利用状況を見極めながら的確な需要予測に努め、実情に応じた施設整備を進める。」こととした。</p> <p>今後も、毎年度、収支状況を見直し、必要に応じて計画の変更を行っていく。</p> <p>港湾の適正かつ効率的な運営を行い港湾特別会計の早期健全化を達成するため、平成18年に中期経営計画を策定し、「既存施設の利用状況を見極めながら的確な需要予測に努め、実情に応じた施設整備を進める。」こととした。</p> <p>今後も、毎年度、収支状況を見直し、必要に応じて計画の変更を行っていく。</p>

和歌山県監査公表第18号

和歌山県監査委員 浅井 修一郎

平成19年3月23日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成20年3月28日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

- 1 包括外部監査の特定事件
 - (1) 和歌山県信用保証協会の財務内容及び執行状況と、当該団体に関する和歌山県の事業に関する事項
 - (2) 和歌山県漁業信用基金協会の財務内容及び執行状況と、当該団体に関する和歌山県の事業に関する事項
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
 - (1) 和歌山県信用保証協会の財務内容及び執行状況と、当該団体に関する和歌山県の事業に関する事項

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	措 置 の 内 容
<p>第3章 包括外部監査の結果と意見</p> <p>I 和歌山県信用保証協会</p> <p>4 回収体制</p> <p>(2) 求償権の分類 (結果)</p> <p>平成17年度中の求償権回収額3,054百万円について、求償権分類のどの区分のものが多かったのか調べたところ、1から4までの「定期入金」に区分されているものが1,432百万円で、5の「不定期入金」が1,443百万円で、「回収見込なし」が178百万円であった。</p> <p>回収事務の適切化、合理化、効率化をする観点においては、定期入金に区分されているものについては、一定の効果がでていいると考えられるが、不定期入金に区分されている求償権については、金額的重要性も高いため、入金予定額及び入金予定時期（担保物件処分予定含む）の管理等を適切に行う必要がある。</p> <p>なお、全国信用保証協会連合会において、求償権分類基準を見直し中であり、現在のものより、さらに詳細な全国統一の基準が作成されると聞き及んでいる。</p> <p>また、求償権の分類は「管理事務要領」にて年1回行うことになっているが、代位弁済時、担保物件処分時、個別案件のヒアリング時において分類を行っていることがほとんどであり、その後定期的に分類を変更する仕組みにはなっていない。管理事務要領に従い、年1回求償権の分類を行うべきである。</p> <p>7 役員の状況 (結果)</p> <p>平成16年5月に金融庁が示した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」によれば、都道府県関係者の役員選任については、県信用保証協会の常勤役員の半数以内にとどめるよう指導がなされている。これは、県信用保証協会の役員の任命権は都道府県知事にあるが、県信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されており、日常監督は都道府県知事がおこなっていることから、協会役員は都道府県職員以外から選任するとともに、都道府県関係者からの役員選任数は最小限にとどめるよう指導しているものである。</p> <p>県信用保証協会においては、平成17年度は常勤役員総数5名に対し県OBが3名で、平成18年度は役員総数4名に対し県OBが3名と半数を超えている状況であった。平成18年10月に、協会職員から常勤役員に1名就任し、常勤役員総数5名となったものの、県OB数は3名と半数を超えている状況に変わりはない。当該監督指針に則していない状況にあるため、適切な対応を図られたい。</p>	<p>求償権の分類については求償権の管理、回収事務を適正かつ合理的、効率的に進めていく上で必要であるとの認識の下、平成19年度については全件の求償権の分類を7月に実施した。平成20年度以降についても管理事務処理要領に従い、実施していく。</p> <p>常勤役員については、平成19年5月に新たに協会職員が役員に任命され、県OBが全体の半数を超える状況は改善している。</p>
(2) 和歌山県漁業信用基金協会の財務内容及び執行状況と、	当該団体に関する和歌山県の事業に関する事項
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	措 置 の 内 容
第3章 包括外部監査の結果と意見	

II 和歌山県漁業信用基金協会

1 制度

(1) 年度別の保証状況 (新規案件)

(結果) 繰越欠損金の解消について

保証承諾件数は、昭和50年代は2～3百件を超える時期が続いたが、近年は年間50件を下回る年度も見受けられる。このように保証実績が乏しいのは、厳しい漁業情勢から中小漁業者が漁船建造や機関換装などの設備投資を先延ばしする傾向が強いためと考えられる。

しかし、保証を受けるために出資しても県漁業信用基金協会の出資金が毀損していることから、被保証者の出資が全額払い戻されない状況も影響しているのではないかと考える。保証期間が終了し、県漁業信用基金協会の保証制度の利用者が脱会して出資の全部又は一部の払戻しを受けたいと考えても、定款で、「本協会は、その者が脱退した日の属する事業年度の終りにおいて、その出資額に相当する金額を払い戻すものとする。ただし、当該事業年度の終りにおいて、出資の総額に相当する財産が出資の総額より減少したときは、各会員の出資額に応じて減額して算定した金額を払い戻すものとする。」

(第16条第2項)と定めているため、現在のように繰越欠損金があると全額は払い戻されないのである。出資金の毀損は、平成11年度に求償権に対する求償権償却引当金の設定基準を水産庁が見直した結果、多額の求償権償却引当金の繰入により繰越欠損金が生じたことに起因している。

このように保証を受けるために県漁業信用基金協会に出資しても脱退時に全額払い戻されないのであれば、中小漁業者は保証料の支払に加えて、減額された出資金の分だけ経済的な負担が重くなり、中小漁業者が保証制度の利用を躊躇するのは当然であろう。これでは、和歌山県漁業信用基金協会の中小漁業者の資金繰りを円滑にするという目的を十分に果たすことはできない。

さらに、新たな利用者までもが経済的な負担を強いられることは、著しく公平性を欠いていると思われる。従来は、求償権のうち県漁業信用基金協会負担分の30～100%を求償権償却引当金に繰入れていたが、平成11年度に国の指導により求償権償却引当金の繰入率が見直されたことが問題を拡大したといえる。

3 管理体制

(2) 代位弁済の状況

(結果) 代位弁済手続きの遅延について

金融機関からの適切な代位弁済請求に対して、県漁業信用基金協会は速やかに代位弁済を行う必要がある。代位弁済手続きが遅れると、遅延利息の分まで代位弁済額が増える(昭和62年11月1日以前)だけでなく、債務者の財産の流出や弁済能力の低下により代位弁済後の求償権の回収にも支障が出るなど損失が生じかねないからである。

しかし、検証した案件には代位弁済手続きが遅延しているケースが見受けられた。検証した案件では、昭和63年8月15日より延滞が発生し、平成3年3月29日に代位弁済が実施されるまでに、この間約定利息が利率9.7%の957日分で8,411,890円、延滞利息が利率7%の1年半分で3,560,145円の利息が発生した後、代位弁済が実施されたケースもあった。

検証した他の案件では、融資金融機関から「代位弁済の請求後、3ヶ月経過しているが具体的な連絡がなく苦慮している旨」も寄せられているなど代位弁済手続きが遅れていると思われるケースが見受けられた。

県漁業信用基金協会は速やかに代位弁済を行わなければならない。

(3) 有担保融資保証

(結果) 債務者死亡の場合の処置

求償債務者が死亡した場合、当然その相続人が債務を相続することとなる。よって、それら相続人に対して債

平成11年度に経理基準の改正に伴う求償権償却引当金の積み増しが必要となり、その影響により平成14年度に繰越欠損金を約16億2,800万円計上したが、その後、単年度利益の計上等により、平成18年度は約10億7,700万円となり、平成19年度では中小漁業融資保証法の改正による繰入金を取り崩し等により約5億3,600万円に減少する見込みとなっている。

出資金の毀損率についても平成15年度の55.69%から平成19年度では34.69%となり、平成20年度では32.82%に減少する見込みとなっている。

現在、経営改善計画期間である平成27年度までに繰越欠損金を解消するため、計画の見直し作業を進めている。

現在では、金融機関と代位弁済の時期について協議し、代位弁済手続きを遅滞なく行っている。

相続人調査については、調査が必要な9件のうち3件について弁護士に依頼した。

<p>別表資本剰余金の表中</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">余</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">補助金 その他資本剰 余金</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">特別交</td> <td style="padding: 5px;">補助金 交付金 電源立地 付金 工事負担金 その他資本剰 余金</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">に改める。</p> <p>別表負債固定負債の表中</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">未払金 年賦売却益 工事収入</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">年賦未払金 受託工事収入</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">に改める。</p> <p>別表負債流動負債の表中</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">一時借入金</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">款 一時借入金</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">を</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">企業一時</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">年賦繰越 受託</td> </tr> </table>	余	補助金 その他資本剰 余金	特別交	補助金 交付金 電源立地 付金 工事負担金 その他資本剰 余金	未払金 年賦売却益 工事収入	年賦未払金 受託工事収入	一時借入金	款 一時借入金	企業一時	年賦繰越 受託	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">債 借入金</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">款</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">に改める。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附 則</p> <p>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	債 借入金	款
余	補助金 その他資本剰 余金												
特別交	補助金 交付金 電源立地 付金 工事負担金 その他資本剰 余金												
未払金 年賦売却益 工事収入	年賦未払金 受託工事収入												
一時借入金	款 一時借入金												
企業一時	年賦繰越 受託												
債 借入金	款												